

宍粟市手話施策推進方針アクションプラン(案)

令和元年～令和5年

施策1: 手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項

施策の方向性	手話教室を主として、目的や対象に応じた実施方法、プログラムを整備するとともに、市民に対して手話やろう者への理解を広く深めるための機会を創出する。
--------	--

現 状	施策の展開	5年間の目標	具体的な取組
年々、手話学習への理解が広がっているが、市内全校での実施には至っていない。	早い段階から手話に触れる機会をつくり、手話や手話を必要とする方への理解を深めるため、市内小中学校等で実施する手話教室の充実を図る。	全小中学校での手話教室の実施をめざす。 自治体職員(市役所、消防署、公立病院)への定期的な手話研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉学習実施状況の把握 ・未実施校への学校訪問による説明 ・手話研修実施について関係機関と調整
条例制定から5年が経過するなかで、手話の認知の状況を検証し、市民に更に手話を言語としての認識を深める取り組みが必要である。	条例制定5年を機に、手話に関するイベントを開催し、市民が手話やろう者と交流できる場を設定することで、手話を身近に感じ、理解を深める機会を作る。	手話に関するイベントを開催(令和2年予定)する。イベント後において、5年間の検証を行い、手話施策の見直しを行う。	手話施策推進会議において <ul style="list-style-type: none"> ・イベント内容の検討・運営・実施 ・チラシの内容の検討 ・イベント後の事業評価、課題整理、方針も含めた見直し
市内の商店や事業所が手話を積極的に学べる環境が整備されていない。	社会参加しやすい環境を整備することや手話への理解を進めるため、市内事業所への手話を普及する。	商工会と連携し、市内の事業者に対して講習を開催する。(市内の事業者の8割以上の受講をめざす。)	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会と実施方法の調整 ・協力事業者の広報支援(ステッカーの配布など) ・未実施事業者への啓発
手話教室受講後、学習意欲を維持することが難しい。	短期的な目標を設定することで、手話の学習意欲の維持、向上を図る。	宍粟市を会場として、手話検定を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員への受験勧奨 ・市内中高生を中心に、受験 ・商工会と連携し、受験の周知 ・会場の検討

施策	年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
市内公立学校(小・中)での手話教室の実施 市内全校において手話教室を実施		関係部局協議・調整	未実施校の実施状況を把握	未実施校へ実施依頼	手話教室実施率80%	市内全校で手話教室を実施
手話に関するイベントの開催 条例制定5年を機にイベントを実施		開催に向けた準備・調整	イベント開催	実施評価・検証、課題把握	検証結果を踏まえ策定(実施有無を含め)	
商工会と連携した手話教室の実施 手話協力店にはステッカーを配布		実施に向けた準備・調整	商工会と実施方法の検討・ステッカー製作	協力店数10箇所・事業者への啓発	協力店数15箇所・事業者への啓発	協力店数20箇所
宍粟市で手話検定を開催		開催に向けた準備・調整	実施方法の検討周知(学校、市職員、事業所)		検定実施 受験者数15名	検定実施 受験者数25名

施策2:手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項

施策の方向性	ろう者が自分たちの言語でコミュニケーションをとり、他者と交流するためのスペースを提供することで、情報交換や個人の自立、社会参加を高める。また、災害時等にコミュニケーションを円滑に行うための手法について先進事例などを研究し、宍粟市に適した支援の方法を模索する。
--------	---

現 状	施策の展開	5年間の目標	具体的な取組
ろう者(児)は、聞こえないことなどの要因から十分な情報を得られず地域から孤立する恐れがある。	地域からの孤立を防ぐため、ろう者(児)を含む障がいを持った方が社会参加でき、交流できる居場所や交流スペースの確保を図る。	ろう者(児)を含む障がいを持った方、支援者、市民が気軽に集い交流できる居場所づくりの場の確保をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> ・ろう者協会や手話サークルなど関係機関と必要な場について意見交換 ・公共施設管理者との調整
ろう者(児)は聞こえる方に比べて、急病・家事などの緊急時に連絡、通報する手段が限られている。(ファックス、メール、ネットでの対応してくれるところが少ない。)	ろう者(児)の緊急時の通報をし易くするため、西はりま消防組合が導入するNet119の利用登録に係る周知、利用登録サポートを実施する。	Net119を利用した緊急時の通報支援が必要な方全員の登録を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・西はりま消防組合との連携・調整 ・対象者への周知、申請時の支援
災害時の避難所や買い物を行う商店では、手話によるコミュニケーションをとることが容易でないため、応対時に意思疎通を円滑にするためのツールが必要である。	災害時や買い物などの際に対応できるように、コミュニケーションボードを作成し、避難所や商店に配布する。	全避難所及び全商店に配置する。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営部署と取組方法の調整 ・商工会との取組方法の調整
ろう者(児)の方が必要とする情報を、設置手話通訳者を介してスマートフォンやタブレットなどを活用することで情報伝達できる仕組みがあると良い。	電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービスを調査、研究する。	調査、研究の結果に基づき、実現に向けて取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地からの情報収集 ・導入に向けた課題を整理、解決方法の調整

施策	年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
日中の居場所・交流スペースの提供		関係団体と意見交換実施	実施、運営方法について検討	試験的实施 検証	検証結果を踏まえた方向性を協議	
Net119(西はりま消防組合)利用登録に係る周知、申請サポート		システム運用開始(R1.10.1)	事務処理対応マニュアルの作成	西はりま消防組合と連携し利用登録説明、登録のサポートを実施		
Net119導入に伴う緊急時派遣訓練の実施検討		緊急時の派遣対応訓練の実施について検討 (Net119の導入)		訓練或いは、緊急時の派遣体制について、定期的な情報共有を行う手段を構築		
災害時の意思疎通支援方法の整備 コミュニケーションボード等の作成、設置		災害時用ボード作成	関係機関調整 避難所担当者等に配布	【災害時】以外の ボード設置場所 について検討	【災害時】以外 ボードの作成	【災害時】以外 ボードの配布
電話リレーサービス実施事例の 調査・研究・検討		導入市町の調査・視察 県内市町の実施状況及び運用方法について確認			調査結果を踏 まえて検討	実施の有無に ついて判断

施策3: 手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善など、手話による意思疎通支援者のための事項

施策の方向性	将来的な登録手話通訳者(士)の不足に対して、レベルに応じた段階的な養成講座を実施していく必要がある。また、手話施策の推進に伴い増加する業務量や職責に応じた雇用形態、人員体制の確保、整備を行っていく。
--------	---

現 状	施策の展開	5年間の目標	具体的な取組
手話教室や養成講座受講後に復習する教材や資料がないため、習得した手話や知識が定着しない現状がある。	しーたん手話講座を活用したパンフレットの作成や手話動画の制作による支援を行う。	手話講座の内容や素材を活用し、手話教室の復習を目的としたパンフレットや動画を制作し、受講者に配布することで、定着化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者と手話定着に向けた課題の整理 ・パンフレットや動画の内容を調整
派遣時において、適切な情報保障とコミュニケーション支援を行うあたり、登録者の資格化が求められる。	有資格者の養成するためには、かなりの期間を要するため計画的な講座の実施や受験対策の支援を行う。	意思疎通支援者の確保につなげる。登録者数を20名に増員し、登録者における有資格者の割合を50%以上をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> ・統一試験対策講座の継続実施 ・レベルアップ講座の継続実施 ・手話通訳士試験対策講座の実施検討
当事者の権利や生命に係る通訳には有資格者や要件、経験をつんだ通訳者の派遣が必要となり、当事者の状況にあった適切な派遣調整が必要である。 また、長時間、複数回の派遣活動に伴う頸肩腕障害の発生が懸念される。	登録者の資格に応じた派遣調整方法や調整基準を設ける。 頸肩腕障害の発生を未然に防止、早期の発見、治療に繋げる。	現状の登録体制に合わせた派遣対応等の区分化を行う。 けいわん検診受診率50%以上を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・資格区分に応じた派遣内容の区分化、報償費等の設定 ・登録者に対するけいわん検診の受診勧奨、費用負担の検討
通訳支援を行う際には、様々な場面が想定されるため、登録者全体で、困難事例に対するケース対応力や通訳技術の向上を図る必要がある。	意思疎通支援事業を円滑に進める登録意思疎通支援者を主体とする連絡会を開催する。	定期的に開催できる組織とする。 登録後も通訳技術の向上、困難事例への対応等について研鑽を行うための研修会を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者との事前調整 ・組織のルール調整 ・現任研修の継続実施
手話施策の推進により意思疎通支援者の派遣が増え、設置手話通訳者が行う派遣調整や夜間等の緊急対応など業務の負担が増大している。	手話による支援が適切に行える環境を確保するとともに、市民の方に、更に手話を言語として、理解を深めるための取組を展開するため、設置手話通訳者の待遇を改善を図る。	設置手話通訳者の複数設置、また、正規職員化をめざすことで、安定した支援体制を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・正規化に向けた課題の整理と課題解決に向けた協議、調整

年度 施策	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
復習用テキストの作成・配布 手話教室学習後の復習を担う目的の内容で作成し、主に手話の単語などを掲載する。(広報で使用した素材を活用する。)	パンフレットの内容検討 他市町の情報収集 掲載内容について関係者間で協議		手話教室受講者へ作成・配布	内容の見直し・追加等	修正版の作成・配布
登録意思疎通支援者の養成 現状16名(6名)を令和5年度までに20名(10名)の登録を目標とする。()内は有資格者数	登録者数 18名(7名)	登録者数 18名(7名)	登録者数 18名(8名)	登録者数 19名(9名)	登録者数 20名(10名)
手話通訳者資格取得に係る研修	現行の研修を継続して実施 実施内容及び実施回数については、年度ごとに検討			登録者の資格取得状況を踏まえ、手話通訳士試験対策講座の検討	
資格に応じた派遣調整の区分化、明確化	現行ルール of 整理(課題等) ルールの調整		ルール化及び運用	派遣状況、登録体制を踏まえ 見直し・検討	
けいわん検診受診率の向上	全登録者に対して受診勧奨(個別通知、受診指導等)				けいわん検診受診率50%
	受診率向上に向けた方策の検討				